

独立行政法人国立科学博物館
会計監査人候補者に係る企画競争

選定要項

平成28年8月

独立行政法人国立科学博物館

1. 概要

(1) 国立科学博物館概要

国立科学博物館は、明治10年(1877年)に設立された、日本で最も歴史のある博物館の一つであり、自然史及び科学技術史に関する中核的研究機関として、また国内の主導的な博物館として、自然科学と社会教育の振興を通じ、人々が地球や生命、科学技術に関する認識を深め、人類と自然、科学技術の望ましい関係について考察することへの貢献をミッションとしている。

具体的には、日本全体を視野に入れて、調査研究(地球と生命と歴史、科学技術の歴史の解明)、標本資料の収集・保管(ナショナルコレクションの体系的な構築及び継承)、展示・学習支援活動(人々の科学リテラシーの向上に資する事業)を一体的に展開している。

なお、我が国の主導的な博物館の機能の大きな要素の一つとして、全国科学博物館協議会の理事長館を務めるなど、国内の科学系博物館の諸活動に対する協力・支援等を積極的に行い、その振興を図っているところである。

(2) 本件企画競争に付する業務の内容等

①業務内容

業務名 独立行政法人国立科学博物館会計監査業務
業務内容 独立行政法人通則法第39条による財務諸表等の監査

②対象施設

独立行政法人国立科学博物館

住 所 上野本館 東京都台東区上野公園7-20
筑波地区 茨城県つくば市天久保4-1-1
自然教育園 東京都港区白金台5-21-5

③参加条件 競争参加者は、参加資格を満たしていることを証明する書類(以下、「参加表明書等」という。)及び評価のための本件業務の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類(以下、「企画提案書」という。)を提出すること。

④提出書類 別紙1 提出書類一覧のとおり

⑤提出期限 平成28年9月5日(月)17:00(厳守)

⑥本件担当 独立行政法人国立科学博物館

経営管理部財務課(契約担当)

電 話 : 03-5814-9831

F A X : 03-5814-9899

2 競争参加者の募集

(1) スケジュール

スケジュールは、以下のとおりである。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ①公示 | 平成28年8月15日(月) |
| ②質問期限 | 平成28年8月25日(木) |
| ③企画提案書等提出期限 | 平成28年9月5日(月) 17:00 |
| ④選定委員会(プレゼンテーション) | 平成28年9月15日(木) |
| ⑤選定結果通知 | 平成28年9月下旬 |

※ 選定された者を会計監査人候補者として文部科学大臣へ選任の申請を行う。

(2) 実施手続

①提出書類

競争参加者は、「参加表明書等」及び「企画提案書」を提出することとする。
なお、参加表明書等は、「別紙1 提出書類一覧」に定めるところに従い作成すること。

②企画提案書の内容

競争参加者が提出する企画提案書の提案項目等は、「別紙2 企画提案書作成要領」に示すとおりとする。

(3) 競争参加者は次の条件を満たしている者とする。

- ①当館契約事務取扱規則第6条の規定に該当しない者であること。
- ②取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ③独立行政法人通則法第41条に定める資格を有する者であること。
- ④独立行政法人通則法第41条第2項に該当しないこと。

3 事業者を決定するための評価の基準

(1) 選定委員の委嘱

国立科学博物館は、会計監査人候補者の選定を公平かつ公正に行うために、選定委員を委嘱する。

(2) 選定委員の構成

選定委員は、外部有識者を含めた、直接的な利害関係者を排除した中立的な者で構成するものとする。

(3) 評価の方法

事業者の決定は、企画競争によるものとし、提出された企画提案書の内容が本件業務の目的に合致しているか、実行可能であるか、また効果的なものであるかについて、選定委員が審査を行うものとし、その評価は「別紙3 評価項目」のとおりとする。

(4) 会計監査人候補者の選定方法

選定委員会において厳正かつ公正に、提出された企画提案書、監査費用見積書等を総合的に評価して候補者を決定する。

4. 契約締結等

(1) 本企画競争の結果、会計監査人候補者に選定された者については、独立行政法人通則法に基づき文部科学大臣の選任を受けた後、当館との間で平成28年度会計監査契約を締結する。

(2) 平成29年度以降平成32年度まで、会計監査人候補者が前年度監査業務の実績報告書及び次年度監査企画書を毎年度提出するものとし、当館においてその内容を評価・検証した上で、適切であると認められた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることとする。(ただし、契約は年度ごとの単年度契約となる。)

なお、選定された者が重大な行政処分を受けた場合や、社会情勢の変化等により適切な監査業務を遂行することが困難であると認められる場合には、選定の見直し対象となる。

(3) 監査報酬見積額については、平成28年度から平成32年度までの5年間の平均額をもって評価する。なお、平成29年度以降において、当館の状況変化等により、当初の監査計画を大幅に変更するなど監査費用に多大な影響を及ぼす事情が生じた場合に限り、当該年度の監査企画書に詳細な理由を付して、見積額を変更することができるものとする。

(4) 選定された提案者と企画書を基に契約条件を調整するものとする。なお、毎年度の契約金額については、当該年度の見積額を参考として、会計監査業務の内容を勘案して決定するため、見積額と必ずしも一致するものではない。また、文部科学大臣の選任が得られない場合及び契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合があるが、当館はその際の責めを負わないものとする。